

(表 面)

<p style="text-align: right;">第 号</p> <p style="text-align: center;">(職) 氏 名</p> <p style="text-align: right;">年 月 日 生</p> <p style="text-align: center;">精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第五十一条の 九第一項の規定による立入検査を行う職員の証</p> <p style="text-align: left;">令和 年 月 日</p> <p style="text-align: left;">厚生労働省</p> <p style="text-align: left;">印</p>	写 真 ち よ う 付 面
---	---------------

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律抜すい

(報告の徴収及び立入検査)

第十九条の六の十六 (略)

- 2 前項の規定により立入検査を行う当該職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。
- 3 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(報告及び検査)

第五十一条の九 厚生労働大臣は、第五十一条の三に規定する業務の適正な運営を確保するために必要な限度において、センターに対し、必要と認める事項の報告を求め、又は当該職員に、その事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

- 2 第十九条の六の十六第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。この場合において、同条第二項中「前項」とあるのは「第五十一条の九第一項」と、同条第三項中「第一項」とあるのは「第五十一条の九第一項」と読み替えるものとする。

(注意)

- 一 この証票の取扱いに注意し、破り、汚し、又は失つたときは直ちに厚生労働大臣に届け出ること。
- 二 精神保健福祉職員でなくなったときは、厚生労働大臣に返還すること。